

認証契約

Document #: F101-6-JPN

Release Date: 17-SEP-2021

Page 1 of 3

この認証契約は、インターテック契約オフィス、サービス契約で定義された認証機関（インターテック）及び顧客との間で締結される。

第 1 条 – 審査プロセス

1.1 **施設及び規格**：顧客はここにインターテックが顧客の特定された施設（施設という）においてシステム／プログラムを評価する為特定された基準及び／又は他の基準文書（基準という）の認証サービスについて契約を交わし、インターテックを雇う。顧客が受け入れるサービス契約は、「施設と規格」を含むこの契約に従って定められた認証範囲を特定する。

1.2 **顧客情報**：顧客はインターテックの審査において、口頭又は書面による完全・正確・最新の情報及び認証に必要なシステム／プログラムに関する文書をインターテックに提供することを認める。顧客は、インターテックにすべての該当文書、ポリシー、手順書、マニュアル及びその他の情報をすべて速やかに提供することに合意する。もし顧客が法的特権（例えば、弁護士－クライアント）又は他の財産権的情報（例えば、企業秘密）に基づいてあるデータ、文書及び他の情報について提供を差し控えようとするならば、インターテックと顧客がこの問題に対処する方法について同意しない限り、インターテックは認証を与えることができない場合がある。

1.3 **顧客の支援**：顧客は更に、審査プロセスには、正社員であれ契約社員であれ、インターテックの有資格審査員（以下、審査員という）による現地調査を必要とすることを認める。顧客はまた、顧客の通常の営業時間内に各「施設」のかかる調査をすべて許可することに合意する。審査には、インターテックの審査員及び／あるいはオブザーバー、さらにインターテックの認定機関が出席することもできる。顧客は、Intertek の認定機関が本契約と関連する規格への適合を監視できるよう、必要に応じて認定機関と認定機関の担当者合理的な連絡と協力を提供しなければならない。

1.4 各サイトの審査訪問中、顧客は、施設の管理者およびその他の担当者を対応可能とし、審査員に施設を案内し、施設およびそのシステム/プログラムの運用について説明しなければならない。また、当サイト訪問の開始前または開始時点で顧客はすべての安全衛生手順ならびに顧客の施設内にいる間に遵守しなければならない規定について審査員へ十分説明しなければならない。

1.5 **審査プロセス**：インターテックの審査プロセスに関する詳細は、インターテックのウェブサイトアクセスすることにより知ることができる。同サイトへのアクセスは次のとおりである。

<http://www.intertek.com/business-assurance/seven-steps-to-certification/>

1.6 **遵守監査ではない**：顧客は、本審査が遵守監査ではないことを理解し、したがって、インターテックには顧客のプロセス及び「施設」が法律上及び／又は規制上の要求事項に準拠しているか、違反しているかを判断するために顧客の同プロセス及び「施設」を審査する義務はないものとする。審査員が、認証基準の範囲に関係して、なんらかの法律上及び／又は規制上の要求事項への違反を発見した場合、審査員は正式に顧客に直接に当該指摘事項を報告する。顧客は適切な処置を講じ、該当する規制機関に必要に応じて報告するものとする。審査員が顧客に指摘事項を報告すると、インターテックと審査員は、規制機関に対し直接的に報告するさらなる責任や個別の義務を放棄する。この処置に対する顧客の対応は、顧客の「基準」に対する継続的な適合性を検証するための次の審査訪問中に審査員によりフォローされる。

顧客は規制上の要求事項の重大な違反通知を受けた場合、又はマネジメントシステム認証に適用されるような重大な事故（例えば、ISO45001 のような労働安全衛生マネジメントシステムを認証された場合の安全事故、又は ISO14001 を認証された職場の環境事故）の通知（連絡）を受けた際は、顧客はそのような事態を遅滞なくインターテックに通知する義務がある。





認証契約

Document #: F101-6-JPN

Release Date: 17-SEP-2021

Page 2 of 3

第 2 条 – 認証、マークの使用及びその後の審査

2.1 認証及び認証マーク使用の限定的ライセンス：認証審査が完了し、システム／プログラムはインターテックの要件を満たすとインターテックが判断した際には、インターテックは認証されたシステム／プログラムを有するとして顧客をリストに掲載し、登録するものとする。認証が付与されたら、インターテックは、顧客が、そのシステム／プログラムが認証されたことを明らかにするために、指定されたインターテックの認証マーク、ならびに認定機関のマーク（以下、「認証マーク等」という）を使用する限定的権利を有することに合意する。認証マークはすべて、インターテックのウェブサイトに詳述する、インターテック要求事項に定める方法で、同様に定める制限に従って使用されるものとする。同サイトへのアクセスは次のとおりである。<http://www.intertek.com/auditing/management-systems/policy/> インターテックは、顧客の認証マークの使用が本契約の要件及びインターテック要求事項を満たすかどうかを判断する独占的権利を持つものとする。顧客は、インターテックが誤解を招くと判断する認証マークの使用を直ちに中止することに同意する。

2.2 会社の責任：顧客は、そのシステム／プログラムに関するすべての苦情と是正処置の記録をとることを含めて、顧客苦情の効果的な取り扱いのための文書化されたシステムを維持し、インターテックが要求する場合は、必要とされるデータを提供するものとする。

2.3 サーベイランス審査及び再認証審査：顧客は、インターテック要求事項が以下を要求していることを認める。すなわち、(i)顧客のシステム／プログラムが認証された「基準」の要求事項を継続的に満たすことを徹底するための、インターテックによる各認証「施設」のサーベイランス審査（維持審査）、(ii)顧客が明らかにした変更に対応した、前回訪問中に指摘された問題をフォローアップするための特別審査（予告ありもしくは予告なし）、又はインターテックが関係者から受けた苦情で、システム／プログラムが認証された「規格」の要求事項に適合していないと指摘するものを調査するための特別審査、ならびに、(iii)最初の認証審査の後に 3 年毎に行う、「規格」のすべての要求事項の継続的な達成を再評価するための、顧客のシステム／プログラムの再認証審査。初回認証に続く 1 回目のサーベイランス審査は、認証を決定した日から 12 か月を超えてはならない。（認証決定日より 9 か月後が理想）その後のサーベイランス審査は、再認証審査の年を除いて少なくとも暦年に 1 回実施しなくてはならない。再認証審査は認証期間の 3 年目中に、認証満了のおよそ 3 か月前に、行うものとする。これらの審査の期間は、実施履歴及びその他の要素に依存し、顧客がそのシステム／プログラムに大規模な修正を施したり、認証の根拠に影響を及ぼすその他の変更が起こったりした場合は、特別な規定に従う。

2.4 修正：顧客は、遅滞なく、認証範囲を変更する要請、あるいは認証に影響を及ぼす可能性がある、自らのシステム／プログラムに行う変更、修正、変更をすべてインターテックに通知すること、及び／又は、認証に関する要求事項を確認することに同意する。かかる変更には、顧客の法律上、商業上、又は組織上の状況の修正又は所有権、及びポリシー、手順書、敷地、社員、設備、施設、作業環境あるいはその他のリソースへの重大な変更の修正を含む場合、及び／又は規格や認証範囲に関連する法令遵守について規制当局からの重大な違反の通告を受けている場合も含む。さらに、顧客は、インターテックが当該変更による顧客のシステム／プログラムの認定状況にどのように影響するかを確認するために要求することがある、該当文書、ポリシー、手順書、マニュアル、是正処置及びその他の情報をインターテックに提供することに同意する。インターテックは、顧客のシステム／プログラムが該当する「規格」に引き続き適合することを確実にするために必要又は適切であると判断する場合、顧客のシステム／プログラムのすべて又は一部を再審査することができるものとする。

2.5 要求事項・規格の改訂：顧客は、「基準」及び／又はインターテック要求事項が適宜改訂されることを認める。「規格」及び／又はインターテック要求事項の改訂が取り入れられた場合、インターテックは、必要な追加審査作業がある場合、その性質と程度ならびにインターテックが改訂された要求事項への適合を確認するのに必要なスケジュールを決定するものとする。

2.6 是正処置、執行及び異議申立：顧客のシステム／プログラムがインターテック要求事項を満たさないとインターテックが判断する場合、顧客はインターテックが定める期間内にインターテックが要求する是正措置をとることに同意する。顧客は、かかる不適合



認証契約

Document #: F101-6-JPN

Release Date: 17-SEP-2021

Page 3 of 3

に関して、あるいはかかる不適合の再発について、インターテックが適切と判断する追加の処置をインターテックが講ずることができることを認め、同意する。かかる処置は、とりわけ、すべての「施設」の認証の停止又は取消、ならびにインターテック認定機関が定める、相手方への不適合又は認証取消の通知を含めることができる。顧客は、インターテックのウェブサイトに掲示する「GP208 - 紛争及び異議申立のプロセス」インターテック・ウェブサイト<http://www.intertek.com/auditing/management-systems/policy/> に定めるように、インターテックによる決定に対して異議を申し立てる権利を有する。

第 3 条 – 一般規定

3.1 **記録保存と守秘義務**：インターテックは、審査過程で提供された、すべての該当文書、ポリシー、手順書、マニュアル、及びその他の情報の写しを保存することができるものとする。インターテックが取得した情報が既にインターテックが所有するものである場合、既に公知であるか、将来公知となった場合、及び別途法律又は法的手続で要求されている場合を除き、インターテックは、かかる情報をすべて極秘に保ち、顧客に不利益となる方法ではかかる情報を使用しないことを誓約し、同意する。

さらに、インターテックは、法的な要求事項がある場合を除き審査過程で取得した情報及び審査報告書に記載された情報を、本契約の期間中及び終了後も極秘に保つものとする。ただし、上記はいかなる形においても、インターテックが認証付与の詳細を公開することの禁止、認証の拒否、停止や撤回、インターテックの認定機関が指定するように審査報告書の全部又は一部の写しを提供すること、及び審査のためにインターテックの認定機関の職員に対する審査文書の写しを含め顧客情報へのアクセスを与えるものとしてみなしたり、解釈したりしてはならないものとする。該当する認定文書で要求される場合を除き、インターテックは第三者に情報を開示することについて顧客又は個人から書面による同意を得るものとする。法律により第三者に秘密情報を公表するよう要求される場合、インターテックは、法律により規制される場合を除き、情報提供の前に顧客又は本人に通知する。

3.2 **権利放棄**：本契約の規定についての権利放棄や規定への違反はいかなるものであれ、継続的な権利放棄として、またその他の規定の権利放棄や違反を構成するものとして解釈されないものとする。

3.3 **契約期間**：本契約は、署名されたサービス契約の一部であり、サービス契約の日付けに始まり、サービス契約と同じ期間、有効に存続するものとする。